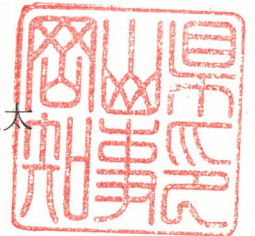


おかやま有機無農薬農産物等需要拡大創出事業
委託業務に関する企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和8年4月7日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
おかやま有機無農薬農産物等需要拡大創出事業
- (2) 契約期間
契約締結日から令和9年3月12日まで
- (3) 履行場所
岡山県農林水産部農産課長が指定する場所
- (4) 委託金額（見積上限額）
1,630,000円

2 企画提案に参加できる者の資格

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作（情報・通信サービスを除く）、小分類5広告・広報、小分類6イベント企画・運営、小分類7デザイン企画」であり、格付区分がA・B・Cであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県農林水産部農産課（県庁7階）

電話（086）226-7422

FAX（086）224-1278

4 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年4月7日（火曜）から令和8年4月21日（火曜）まで
（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ。

なお、岡山県農林水産部農産課のホームページからダウンロードできる。

(2) 仕様書等に対する質問の受付

ア 受付期間 令和8年4月20日（月曜）午後3時まで（必着）

イ 方法 様式第2号によりFAXで送付すること。また、送付した旨を電話で連絡し、受け取りの確認を行うこと。
電話での問い合わせには対応しない。

ウ 宛先 （086）224-1278

エ その他 質問に対する回答は、ホームページで公開する。

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 参加資格確認申請書（様式第1号）の提出方法等

ア 提出期限 令和8年4月21日（火曜）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出する。なお、郵送の場合は、書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。

(4) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年4月27日（月曜）までに、その旨を通知する。

この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年4月28日（火曜）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所 上記3の場所に同じ

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出書類

ア 委託業務に関する企画提案書（様式任意）

企画提案書にはおおむね次の事項について記載されていることが必要である。

- ・業務に対する基本的な考え方、取組方針
- ・業務の執行体制

- ・おかやま有機無農薬農産物等需要拡大創出事業（商談会、情報交換会等）の内容
 - ・PRの進め方（広報計画等）
 - イ 見積書（様式任意）
 - ・本業務に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと
 - ウ 法人に関する調書（様式第3号）
 - エ 直近の決算書2年分
- (5) 提出部数
- ア 提案書：5部
 - イ その他の書類：正本1部の他、写し4部

6 審査方法

- (1) 岡山県農林水産部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
- ただし、選定された企画提案について、その企画内容を一部調整する場合がある。
- (2) 審査の過程において事務局から随時説明、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 委託業務見積書が見積上限額を超える場合は選定しない。

7 審査結果及び契約

前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知する。

契約形態は委託契約とし、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない等特殊な事情がある場合には、委託契約の締結ができないことがある。

8 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
- なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。